

1975 (毎月1回発行)

3月号

(村の面積)

332,60 ㎡

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和50年2月1日現在)

村の人口

総人口 2,110人

男 1,091人
女 1,019人

出生 0人
死亡 0人
転入 9人
転出 6人

世帯数 592世帯

油坂すい道改良整備

期成同盟会が発足する

国道一五七号沿線市町村

このほど岐阜市において、本村を始め、白鳥町など沿線関係六市町村はもとより、岐阜、福井両県選出の衆参両院議員、県議会議員及びび土関係者など多数が出席して、「国道一五七号線油坂隧道改良整備促進期成同盟会」の設立総会が行なわれました。

国道一五七号線は、福井市と岐阜市を結ぶ主要道路であり、北陸と東海の交流に重要な役割を果たしています。本村の改良整備が沿線市町村に及ぼす経済効果は極めて大きく、その重要性が認められ、この改良整備が急務とされているが、その最大の難所である油坂隧道及び取付道路は未改良であるため、現代の交通量の増大と車輛の大増大に対応できない状況下にあります。こうした状況下において、油坂隧道を現在地より低位置に移設し、この工事の早期着手とすみやかに工事を完了する。また冬李交通の確保と交通安全のため油坂峠を中心とする取付道路の屈曲部分の大改良等を強力に促進するために結成されたもので、会長に和泉村長、副会長に白鳥町長がそれぞれ選出されました。

この油坂隧道改良整備について本村は、既に十二月定例議会において「油坂隧道改良促進対策特別委員会」が設置されておりますが

越美線全通促進とともに、強力な運動を展開し、一日も早く実現するよう望みたいものです。

第四十五回臨時議会

議案三件を可決

第四十五回臨時議会は、二月十九日招集され、次の議案三件が原案どおり可決されました。

◇遠足事故損害賠償請求に係る訴訟について (議案第一号)

◇昭和四十九年度和泉村一般会計補正予算第六次(議案第二号)

◇村営土地改良事業施行について (議案第三号)

- 一、地域名 和泉村後野、川合、板倉、朝日前坂
- 二、事業名 振興山村農林漁業特別開発事業(土地改良)
- 三、事業量 九、二ヘクタール

なお、遠足事故損害賠償請求に係る訴訟については、本紙四面をもって、くわしくお知らせいたします。

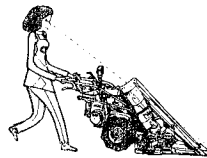
鉛による環境汚染が広がる中でこの二月から、無鉛化されたレギュラーガソリンが販売されており近い将来にはすべて無鉛化されます。

自動車では、すでにこの対策を講じられたことと思えます。これと同じように、農林業機械の使用についても、次の点に留意しなければなりません。

お手持ちの農林業機械のうち二条植田植機以外の四サイクルガソリンエンジンを動力準とする耕うん機、テトラ、四条植田植機、バインダー、防除機、集材機、土場積込機などは、無鉛ガソリンだけを使用すると、排気弁座が急速に磨耗し、はなはだしい場合はエンジンが停止します。

このため、これらの農林業機械を使用する時は、無鉛化されたレギュラーガソリン二に対して従来どおり加鉛されたハイオクガソリンをおおむね一の割合で混合して使用することが必要で

ガソリンの無鉛化と農林業機械



す。ですからガソリンスタンドで給油を受ける時は、このことを申し出てください。

なお、潤滑油混合ガソリンを使用することとなっているガソリンエンジンは、無鉛化されたレギュラーガソリンに、従来どおり潤滑油を混合して使用してください。

ガソリンの無鉛化に伴ない、今後無鉛ガソリンを使用できる農林業機械が販売されることとなります。これらの機械には無鉛ガソリンを使用できることを明示したステッカーが貼付されることとなりますから、その購入に当たっては、注意してください。今回のガソリン無鉛化に当って、疑問な点や機械の使用に不審な点があったら、最寄りの農業協同組合や農業機械販売店にご相談ください。また、ガソリンの給油については、ガソリンスタンドでも相談に応じてくれます。

法律の目的とあらまし

この法律は、国土利用計画と土地利用基本計画の作成、土地取引の規制、遊休土地に関する措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とし、土地利用規制を通じて乱開発を未然に防ぐとともに、特に土地の投機的取引と地価の高騰を抑制することによって地価の安定を図ることとしています。

本法で定められている土地取引の規制は、取引の場所場合によって異なり、大きく許可制、届出制、事前確認制の、三つに分けられます。

土地売買に届出制や許可制

国土利用計画法と土地取引の規制

届出制とは

規制区域以外の全国の区域において、一定規模（市街化区域では二、〇〇〇㎡、市街化調査区域では五、〇〇〇㎡、その他の地域では一〇、〇〇〇㎡）以上の土地について、土地売買等の契約を締結しようとする場合当事者は、村長を経由して県知事に届け出ること及び、届出後六週間以内は契約を締結してはならないこととされています。

許可制とは

規制区域内では、土地に関する

事前確認制とは

一団の土地として届出の面積以

所有権等の権利の移転、または設定（対価を得て行われるものに限る）の契約（予約を含む）を締結しようとする場合当事者は、村長を経由して県知事に対し許可申請を行ない、その許可を受けなければならぬことになっています。

また、許可を受けないで締結した契約は、その効力を生じないものとされています。

当然登記所に行っても許可書がなければ、受付けてもらえません（和泉村では、現在のところ規制区域はありません。）

規制区域とは

知事は、次のような区域を期間（五年以内）を定めて規制区域に指定するものとされています。

上となる住宅地（建売り、マンション等を含む）の分譲等をする場合には、これを行おうとする者があらかじめ土地に関する権利の移転、または設定の予定対価の額が法等二十四条第一項第一号（届出制の勧告基準となる価格）に該当しないことについて県知事の確認を受け、この確認された価格の範囲内で土地取引を行う場合に限って届出制の適用除外となっています。

一団の土地とは

土地利用上、現に一体の土地を構成し、または一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地で、当事者の一方または双方が一連の事業計画のもとに土地に関する権利の移転や設定を行うおうとする土地をいいます。

すなわち、二、〇〇〇㎡（市街化区域）、五、〇〇〇㎡（市街化調整区域）、一〇、〇〇〇㎡（都市計画区域以外）以上のまとまりのある土地をいい、開発業者が多数の零細な土地所有者から用地を

都市計画区域では、投機的取引が集中して行われたり、行われるおそれがあるとともに、地価が急激に上昇したり、上昇するおそれがある地域。

都市計画区域以外の区域では、前記のような事態が生ずると認められ、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が困難と認められる区域です。

規制区域の指定は、知事の公告によってその効力を生じます。

なお、規制区域の指定は、土地利用審査会の確認が得られないときは無効となるほか、指定期間が過ぎても必要な場合には、改めて指定を行うことなどの定めがあります。

買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように、一つ一つの取引は基準以下であっても、まとめるとこの基準に当てはまるような場合は、一団の土地となります。



国土利用計画法の土地取引規制早わかり表

		許 可	届 出	事前確認
手続を必要とする権利の移転及び設定		届出等を必要とする取引の範囲 参照	同 左	同 左
手続を必要とする場合(面積要件)		規制区域内での権利の移転及び設定のすべて	市街化区域 2,000㎡、その他の都市計画区域 5,000㎡、その他の区域 10,000㎡ をこえる 1 団の土地についての権利が移転又は設定される場合	届出が必要な面積以上で、1 区画 500㎡ (福祉・利便施設に係る区画は 1,000㎡) 以下の住宅地分譲、建物の区分所有権の移転と併せて土地に関する権利の共有持分が移転又は設定される場合
適用除外(この場合は手続は不要)		民事調停法による調停に基づく場合 農地法第3条の許可を受けることを要する場合、その他施行令第6条で定める場合	左にあげた場合の他、国、地方公共団体などが当事者である場合、その他施行令第17条で定める場合	
提出書類		1.許可申請書 2.土地登記簿の謄本 3.縮尺5万分の1以上の地形図 4.縮尺5千分の1以上の周辺の状況が判断できる図面 5.土地の形状を明らかにした図面 6.面積の実測方法を示す図書 7.利用目的を説明する書面等	1.届出書 2.縮尺5万分の1以上の地形図 3.縮尺5千分の1以上の周辺の状況が判断できる図面 4.土地の形状を明らかにした図面 5.面積の実測方法を示す図書	1.確認申請書 2.縮尺5万分の1以上の地形図 3.縮尺2千5百分の1以上の区画形状が判断できる図面
審査基準	価格	価格の算定 参照	同 左	同 左
	利用目的	1.自己居住の用その他法第16条第1項第2号イからへまでの要件に該当するかどうか。 2.土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するかどうか。 3.公共、公益的施設の整備予定、周辺の自然環境の保全からみて適当かどうか。	1.土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するかどうか。 2.公共、公益的施設の整備予定、周辺の自然環境の保全からみて適当かどうか。	
どのような措置がとられるか		1.6週間以内に許可、不許可の処分がされる。2.不許可となったときは、都道府県知事に対し買取請求ができる。3.処分に不服なときは土地利用審査会に対し不服申立てができる。	1.取引内容が不適当な場合は6週間以内に勧告される。2.勧告に従わないと公表される。	1.価格が適当である場合は確認を受けた価格以下で販売してよい旨通知される。2.確認されないときは届出をしなければならない。
罰 則		許可を受けないで契約をした者は3年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる。	届出をしなかったり、虚偽の届出をして契約をした者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる等。	

届出等を必要とする取引の範囲

- 該当する
- × 該当しない
- △ 該当するが法の適用を除外

価格の算定

権利移転の形態(原因)	該当するか否か	権利移転の形態(原因)	該当するか否か
1. 売買契約	○	16. 競売	△
2. 売買予約	○	17. 換地処分、交換分合及び権利変換	×
3. 抵当権、不動産質権の設定等	×	18. 保留地処分	○
4. 地役権、鉱業権等の設定等	×	19. 裁判上の和解	△
5. 信託の引受及びその終了	×	20. 贈与	×
6. 譲渡担保	○	21. 財産分与	×
7. 代物弁済	○	22. 共有物の分割	×
8. 代物弁済予約	○	23. 共有物の持分権の譲渡	○
9. 交換	○	24. 共有物の持分権の放棄	×
10. 相続	×	25. 営業譲渡	○
11. 遺産の分割	×	26. 工場財団等の移転	×
12. 遺贈	×	27. 予約完結権、買戻し権等の形成権の行使	×
13. 土地取得	×	28. 同上形成権の譲渡	○
14. 滞納処分	△		
15. 強制競売	△		

〔許可の場合〕

宅地、森林の土地等の別に応じ、固定資産税評価額に倍率を乗ずる方法、基準地若しくは標準地の指定時標準価格若しくは、指定時公示価格に比準する方法又は取引事例比較法、収益還元法及び原価法を併用する方法により算定した規制区域の公告の時に於ける土地に関する権利の相当な価格に、全国総合消費者物価指数及び投資財指数を用いて算出する許可申請時までの物価の変動に依る修正率を乗じて得た額とします。規制区域の指定の公告時以後許可申請時までの間に宅地の造成等の費用を負担しているときは、その費用の額を加算します。

〔届出の場合〕

宅地、森林の土地等の別に応じ、固定資産税評価額に倍率を乗ずる方法、基準地若しくは標準地の届出時標準価格若しくは届出時公示価格に比準する方法又は取引事例比較法、収益還元法及び原価法を併用する方法により算定した価額をもって届出の時に於ける土地に関する権利の相当な価額とします。

朝日中学校遠足事故損害賠償

請求事件の和解について

(文責・教育長)

昭和四十五年十月八日に発生した遠足事故の損害賠償請求事件については、福井地方裁判所にて訴訟中でありましたが、昭和五十年二月二十六日、福井地裁の契めにより、和解となりましたので、その概要について、お知らせします

◆原因

村立朝日中学校において、秋季遠足を大野市仏原仏御前の滝と定め実施した際、同校二年生の東千代子さんが正午の昼食時の前後に数名の級友と滝つぼの右側岩場に登っていたが、更に上方に登ろうとして、数米進んだ時、教師が「危ないから戻れ。」と注意したが足をすべらせ滝つぼに転落し、直ちに上神明診療所に運び手当を受けたが、二日後の昭和四十五年十月十日、胸部、頭部等の打撲のため死亡した。

◆損害賠償の請求についての経緯

昭和四十六年六月二日、被害者たる両親は、長浜弁護士を代理人として

(1)大野市に対して

「生徒の死亡は、大野市の観光地としての危険標識、遊歩道等の管理上の怠慢によるものであり、民法七一条の法令により損害賠償の責任を追求したい」

(右に対する大野市の回答)

(右に対する和泉村の回答)

1、遊歩道は、自然を破壊するものとして将来設置計画はなく、滝は、滝つぼ付近から観賞する分には、何等危険はない。
2、滝は、国有林の中に自然にできたものであり、国や市が設置した工作物でないから民法七一条の適要を論ずる余地がない

(2)福井県教育委員に対して

「遠足等の学校行事を、教育的に指導し、実施させるのは、福井県教委の「公権力の行使」責任であり、教師の任命権者は、福井県である。よって、国家賠償法による賠償責任がある。」

(右に対する福井県教委の回答)

1、任命権は福井県にあるが、教師の学校における職務の監督権は地教法により和泉村教委の権限であり、学習活動における事故については、和泉村の責任である。

(3)和泉村に対して

「福井県教委は、事故については、和泉村教委の責任であるとし、更に、教師の使用者は、公務員法により和泉村であり、教師の不注意によって生じた事故であるから、和泉村に対して、民法七一条の使用責任を追求したい。」

「事故発生と共に、県教委に対し、所定の報告をなしたところ、県教委では、直ちに事故現場の調査をなしたが、教師の不注意による過失であるとの指示もなく、もし教師に過失がありとせば、速やかに任命権に基づく懲戒が、県よりなされる筈であるが、一ヶ年経過した現在においても何らなされていないことは過失なきものと判断されることであり、賠償責任に應ずること

◆和泉村教委の意志決定

昭和四十六年十一月十二日、和泉村議案第二六号にて、子どもを失くされた親の立場を思う時、情において思ひがたく、道義的責任を感じるが、提訴される以上は、司法判断に委ねるより致し方がなくかつ、本件は将来の教育上の影響も大きいので、客観的に法の裁定に俟つべきものと意志決定がなされた。

◆和泉村議会の議決

昭和四十六年十二月二十日、村議会において、「和泉村教委の意志を尊重し「提訴されれば応訴する」の議決がなされた。

◆訴訟の提起

昭和四十八年六月二十日、東さんは、長浜弁護士を訴訟代理人と

し、福井県知事に対しては、国家賠償法の「公権力の行使責任」、和泉村長に対しては民法七一条の「使用者責任」があるとして、福井地裁に損害賠償請求の民事訴訟の訴えがなされた。

◆訴訟の経過

福井地裁は、現場検証、証人尋問、事実審理、口頭弁論等の過程を経て三回の公判を実施した。

◆和解の試み

結審に近い第四回の公判を迎えるにあたり、福井地裁より和解の試みがなされたので、被告の訴訟代理人、法律事務所の見解、福井県教委の見解、本村教委の意見等を総合的に判断し、和解の意志を和泉村議会に提案し、和解することについての議決が、去る二月十九日の臨時議会にてなされた。

◆和解の理由

本件は、学習活動としての遠足行事における事故にかかる教師の注意義務の限界について、司法の判断を求めたものだが、

1、教育の本質にかかわる教師、親、国(地方公共団体)子ども国民の教育権又は、教育の価値観等について、教育法学者、判決等における見解もまちまちであり現在なお本質的に説明がなされていない。
2、我が国の学校事故の先例、判決の大勢が、民主国家、福祉国家の理念に基づく、被害者、弱者救済の時代の思潮に根ざした

判決が多く、意に反した判決が予想され、これ以上の訴訟の継続は、教育的配慮からもさけるべきものと判断される。
3、一般論であるが、教師、親、生徒と雖も人間である以上、全智全能者であり得ない。
4、訴訟上の和解は、社会的実情に添わない場合、裁判所又は裁判官が原告、被告の過責責任を深く追求することなく、互譲により成立するものである。
5、和解から生ずる注意義務の限界について求め得なかった曖昧性については、教育の現場において、教師の教育意欲の減退若しくは、教職に対する不信感を持たせないよう地方公共団体の責任において措置する。

◆和解に伴う賠償額の措置

本村のような少規模町村にとつては、余りにも財政負担が大きいため、この点特に福井県に理解を求め、特別財政措置を講ずること

◆和解

昭和五十年二月二十六日、福井地裁において、
1、被告和泉村は、総額七〇〇万円の支払義務を認めること。
2、原告は、その余の被告に対する請求を放棄すること。
3、訴訟費用は、各自負担。

◆結 び

訴訟、和解は別として、心から故東千代子さんのご冥福を祈る。



郵便による不在者投票 制度ができました

福井県知事 選挙
福井県議会議員

投票日は **四月十三日**

今年統一地方選挙の年であり、来る四月十三日には、福井県知事および福井県議会議員選挙が行なわれます。この選挙は、地方政治の代表者を決める大切な選挙です。わたしたちは、郷土をより住みよく、豊かにし、生活をよりよくするため、有権者一人一人が「明るくきれいな選挙」を推進し、有権者意識をもって、立派な代表を選ばなければなりません。

- ◎選挙期日 四月十三日
- ◎告示 四月十九日
- ◎福井県知事 三月十九日
- ◎福井県議会議員 四月一日
- ◎登録基準日 三月十七日
- ◎登録日 三月十八日
- ◎縦覧の期間 (三月十九日～三月二十三日まで)
- ◎立会演説会 四月六日
- (朝日小学校で午後七時から)

不在者投票は、投票日に一定の事由によって投票所におもむき、投票することができない人のために選挙の期日の告示の日から、投票日の前日までの間に投票することができ、手続き等については従来どおりですので、既にご承知のことと思います。



今回の統一地方選挙から、新しく「郵便による不在者投票制度」ができました。この制度は、自宅等で療養している身体に重度の障害があつて歩行ができない選挙人に投票に参加する途を開こうとして、創設されたものです。この制度の適用を受ける人、また手続きなどは次のとおりです。

◎郵便による不在投票ができる人

- 一、身体障害者手帳の交付を受けている選挙人で、この手帳に両下肢、体幹の障害にあつては、一級もしくは二級、心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては、一級もしくは三級と記載されている人
- 二、戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、この手帳に、両下肢もしくは体の障害にあつて

は、特別項症から第二項症まで心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては、特別項症から第三項症として記載されている者、なお、障害の程度が明記されていない場合は、これらの障害の程度に該当する県知事の証明を受けた者

◎郵便による不在投票の手続き

- 一、郵便投票証明書交付申請書に身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて、登録されている選挙人名簿のある市町村選挙管理委員会へ申請し「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりません。
- 二、この「郵便投票証明書」は交付の日から四年間有効ですので大切に保管してください。
- 三、投票用紙などの交付を請求する場合は、交付を受けた「郵便投票証明書」を添えて、市町村選挙管理委員会委員長へ請求してください。なお、投票用紙の請求は遅くとも選挙期日の前四日までにしなければなりません
- 四、投票用紙や投票用封筒が選挙管理委員会から送付されてきたら、注意事項等を充分読んでから投票し、速やかに選挙管理委員会委員長に郵送してください

交通災害共済に加入を

!!恐ろしい交通事故は いつもあなたの身近に!!

- 要する傷害 一〇万円
- (5) 三ヶ月以上の治療を要する傷害 五万円
- (6) 一ヶ月以上の治療を要する傷害 二万円
- (7) 一週間以上の治療を要する傷害 七千円
- ◇見舞金の請求◇
従来一年の請求期間を本年度より災害を受けた日から二年以内とされ、必要な関係書類によって請求することになります。
- ◇加入の申し込み◇
三月三十一日までに、嘱託員、班長より配布される申込書に掛金(一人四五〇円)を添えて申し込んでください。



※その他、くわしいことは役場窓口でおたずねください。

田の標準小作料が改正

昭和四十六年に定めました標準小作料(十アール当り)六千六百円を九千円に改正されました。

正するもので、三年ごとに改正されます。この額は、あくまで標準ですから、土地の条件等勘案されて、地主、小作両者で適当な小作料を決めていただくと思います。細部については地区の農業委員あるいは、役場業務課へ問合せ下さい。

第15回

奥越スキー選手権大会盛大に開催
九頭竜スキー場

恒例の第十五回奥越スキー選手権大会は、去る二月十六日午前十時から九頭竜スキー場において、盛大に開催されました。

この日は、風が強いうえ、小雪が降る悪コンディションでありましたが、県内はもとより遠くは愛知、岐阜県からも多数の選手が参加され、近年にない大会の盛り上がりを見せました。

成績は次のとおりです。

◎村長杯(成年大回転)

優勝 上村 吉久(岐阜県)

二位 吉 秀男

三位 瀬 先 長一郎

◎議長杯(壮年大回転)

優勝 桑原 一義(愛知県)

二位 谷 義明

三位 持田 寿幸

◎公民館長杯(少年大回転)

優勝 佐々木 康雄(岐阜県)

◎日本亜鉛鋳業社長杯(中学以下回転)

優勝 谷 弘典(朝日中)

二位 林 康志

三位 中山 博仁

◎スキー振興会長杯(壮年回転)

優勝 佐々木 梅次(岐阜県)

二位 山本 臣雄

三位 横地 忠幸

◎教育委員長杯(女子回転)

優勝 上村 なゆみ(岐阜県)

二位 久保田 貴美子
三位 但川 れい子
◎体育協会会長杯(中学生距離)
優勝 林 義之(大納中)
二位 平瀬 則行
三位 伊九岡 俊一

◎福井新聞社長杯(一般男子距離)
優勝 伊藤 隆夫(愛知県)
二位 三島 哲一
三位 前川 義雄

「なだれ」に注意

春の訪れとともに、気温が上昇し「なだれ」の多発が予想されますので、特に自動車を運転される人は、充分注意してください。

教育相談 シリーズ(7)

先月は、子どもの感想から、子どもはどんな時、「勉強する気になるのか」について紹介しました。今月は「勉強やる気がしないとき」はどんな場合か、子どもの感想の中からひろってみました。
みなさんのご家庭では如何でしょうか。
1、悪いと思わぬのに、おこられたとき。勉強のたまっている時
2、兄弟が、ほくもやりたい遊びをする時、ほくもやりたいくなくて勉強がいやになる。



- 3、母がきげんの悪いとき、女の人によくあるヒステリーになって、戸をバタバタさせたりするとき。父もたまにはあるが、あとがさっぱりしているからいいことだったとき、母がかんしゃくをおこして勉強しない。
- 5、家の人に「勉強やれ、勉強やれ」といわれたとき、勉強するのがいやになる。
- 6、たくさん宿題があるのに、父が字をみて「もっといいねいに書け」といわれたりすると、いやになる。
- 7、勉強がわからなくて母に聞きにいてもわからず、父がそばにいて「それくらいのことかわからなくてどうする」といわれたりすると、聞きにこなければよかつたと思う。
- 8、すきなテレビ番組のある時。
- 9、夫婦けんかするとき、くやしくてできない。疲れているらしいので、一つまちがったくらいでいつまでもガミガミおこっているとき。
- 10、強勉の途中でテレビがかけられたとき。
- 11、弟が教えてくれというので、教えてやるとまた聞く、ぜんぜん勉強ができない。
- 12、教科書をみてもむずかしくてわからないでいるとき、「本ばかりみていて」と、ほくのことだけおこるとき。

「雪の芸術作品」ができる

朝日小学校

みんなで仲よく協力し合って、ひとつの作品を作る喜びと、豊かな創造性を養なおうと、朝日小学校では、去る二月十九日午後「雪の芸術コンクール」を行ないました。このコンクールは、各学年グループが、決められた時間内に作り上げるもので、児童たちは、先生の助言指導を得ながら、楽しい中にもスコップやスノッパを手にし、真剣に「雪の芸術」に取り組んでいました。



編集委員が変りました

一月末をもって広報編集委員の任期が満了となり、二月一日付で次の力々が任命されました。よろしく願います。
尾花隼男 中村邦典 巢守関次郎
新井基衛 山本一郎
今回、これまで六年間委員として、ご活躍されました次の方々を委員をやめられました。
永年のご活躍ありがとうございました。今後とも何かと広報いずみにつきまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。
桜川正浪 中内智利 長岡昇一